※各評価項目に対する各申請書への記載に当たっては，『総合評価に関する事項』に係る留意事項等（以下「**留意事項等**」という。）をよく読んでください。

総 合 評 価 に 関 す る 事 項

工　　事　　名　　Ｒ１警営　徳島県警察本部徳・万代　エレベーター改修工事
工　事　箇　所　　徳島市万代町２丁目

１　入札の評価に関する基準

この工事の総合評価に関する評価項目，評価基準及び得点配分は，次のとおりとする。

① 簡易な施工計画の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
「品質・施工の確認方法，管理方法」の適切性	品質・施工の確認方法，管理方法が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，特に優れた内容である。	20.0	/ 20.0
	品質・施工の確認方法，管理方法が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，優れた内容である。	15.0	
	品質・施工の確認方法，管理方法が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，特に良い内容である。	10.0	
	品質・施工の確認方法，管理方法が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，良い内容である。	5.0	
	品質・施工の確認方法，管理方法が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切である。	0.0	
「施工上配慮すべき事項」の適切性	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，特に優れた内容である。	20.0	/ 20.0
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，優れた内容である。	15.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，特に良い内容である。	10.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切であり，良い内容である。	5.0	
	施工上配慮すべき事項が工事特性（工事内容，環境条件等）を踏まえて適切である。	0.0	

② 企業の施工能力の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
平成21年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（５件以内）	工事成績評価＝Σ［(Ｙn-65)×βn］×25/112.5 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜25点を上限とする＞ Ｙn：工事成績評定点（５件まで申告） βn：請負金額（竣工時）の補正係数 ・25百万円以上の場合：β=1.5 ・10百万円以上25百万円未満の場合：β=1.2 ・10百万円未満の場合：β=1.0	０～２５点	/ 25.0
ＩＳＯ等	IS09001，IS014001，エコアクション２１のいずれかを取得等	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

③　配置予定技術者の施工能力の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
平成21年度から入札公告日までに通知された工事成績評定点（３件以内）	工事成績評価＝Σ［(Ｙn-65)×βn］×25/67.5 評価は整数（小数第１位を四捨五入） ＜25点を上限とする＞ Ｙn：工事成績評定点（３件まで申告） βn：請負金額（竣工時）の補正係数 ・25百万円以上の場合：β=1.5 ・10百万円以上25百万円未満の場合：β=1.2 ・10百万円未満の場合：β=1.0	０～２５点	/ 25.0

④　地域貢献度の評価

評　価　項　目	評　価　基　準	配 点	得　点
地域防災力（災害時支援協定）	協定の締結	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	
県内企業活用（県内下請け）（除外する工種は別表に記載）	全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出	5.0	/ 5.0
	上記以外	0.0	

「除外する工種」	昇降機設備工事（昇降機設備の撤去工事を含む）に限り，県内企業活用（県内下請け）の評価から除外する。

⑤　低入札による減点措置

この入札は「総合評価落札方式の実施方針」１１の（２）に規定する低入札工事に対する減点措置の対象となる。

建設工事の種類が**機械器具設置工事**である徳島県発注工事（総合評価落札方式）において，低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約（以下「**低入札契約**」という。）した者で，開札日時点に減点措置の期間中にある者（以下「**減点対象者**」という。）は，この入札における加算点の算出時に，低入札契約時に示された減点措置を実施するものとする。

なお，減点の結果，各評価項目の得点合計が０点未満となった場合は，失格とする。

この入札で減点対象者が共同企業体を構成する場合は，構成員の中に減点対象者がある場合には，最も減点措置の大きい者に対する減点を適用する。

２　総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者(失格となった者を除く。)に対して，次の方法により算出される「評価値」をもって総合評価を行う。

評価値＝（基礎点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

基礎点：入札に必要となる参加資格要件を満足する場合に100点とする。
加算点：「１　入札の評価に関する基準」に基づき，次の方法により算出する。
加算点＝（１①～④の得点の合計＋⑤の減点（該当する場合））÷105点（１①～④の配点の合計）×30点

なお，評価値は，小数第３位（小数第４位四捨五入）止めとする。
加算点は，小数第１位（小数第２位四捨五入）止めとする。
入札価格は，億円単位とし，小数第５位（小数第６位切り上げ）止めとする。

３　低入札工事に対する減点措置

・この入札で，低入札価格調査基準価格を下回った額で契約した者は，「減点措置の期間」に記載された期間，低入札工事に対する減点措置として総合評価落札方式において，**20点減点**される。ただし，減点措置の対象となる入札は，建設工事の種類がこの入札と同じものに限る。なお，減点は累積する。
・この入札で共同企業体を構成した場合は，その構成員に対し，それぞれ同様の減点措置を適用

する。

減点措置の対象となる期間

この入札において，低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約した場合には，次の表に記載する期間において，減点措置の対象となる。

減点措置の期間	契約締結日から起算して３６５日間

『総合評価に関する事項』に係る留意事項等

★この入札は，入札後審査方式一般競争入札により行うため，落札候補者として決定された者を除き，原則として，提出された入札参加確認資料のみで入札参加資格の確認（審査）及び総合評価を行うので，指定された様式等への記述に際し，次の内容を十分確認した上で，記述漏れ，記述間違いのないよう注意すること。

なお，審査は申請書等を印刷して行うので，申請書の各ページには，必ず「商号又は名称」を記述すること。記述漏れとなったページにより，参加資格が確認できない場合については，無効，評価基準が確認できない場合については，加算点の算出を行わないものとする。

■簡易な施工計画の評価

○総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式２）により評価するので，申請書に記載された「記述上の留意点」に十分注意して記述すること。

■簡易な施工計画に関する参考資料

○簡易な施工計画に記述した工事材料，施工方法等の機能，性能等を補足説明するため，参考となる資料を提出することができる。ただし，電子入札システムにより参考となる資料（ＰＤＦ型式の電子ファイルに限る。）を提出する場合は，入札参加確認資料も含めファイル容量の合計は３メガバイト以内の制限がある。

なお，当該参考資料に限っては，徳島県電子入札システム運用基準４－５に関わらず，持参又は郵送（書留郵便に限る。）による書面での提出も可能とする。

当該参考資料のみ書面による分割提出を行う場合は，徳島県電子入札システム運用基準４－６（１）の目録ファイルの提出については，省略してもよい。

ア　提出期限

入札公告に明示する入札参加資格審査申請書等の提出期限

イ　提出場所

入札公告に明示する「問い合わせ先」の「(1) 入札に関すること」に記載の場所

■企業の施工能力の評価

○総合評価（**簡易型**）加算点等算出資料申請書により評価するので，申請書に記載された「注意事項」に十分注意して記述すること。

○評価項目（工事成績）

・工事成績は，「**企業の施工能力**」に記述された次の方法により算出する。

工事成績評価＝Σ〔(Ｙｎ－65) ×βｎ〕×25／112.5

Ｙｎ：工事成績評定点

βｎ：請負金額の補正係数　　最終請負代金額が2,500万円以上の場合：β=1.5

1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2

1,000万円未満の場合：β=1.0

・工事成績評定点は，５件まで申告することができる。

・工事成績評定点は，平成21年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。

・工事成績評定点は，建設工事の種類が「**機械器具設置工事**」の場合に限る。

・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は，その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る。（ただし，経常ＪＶでの実績については，経常ＪＶとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。）

○評価項目（ＩＳＯ等）

・入札公告日における取得等の状況を評価する。

・入札公告日において，有効期限切れの場合は評価対象外とするが，入札公告日に更新手続き中（更新審査終了済）であり，かつ，落札候補者の段階で更新手続きが完了している場合には評価する。

■配置予定技術者の施工能力の評価

○総合評価（**簡易型**）加算点等算出資料申請書により評価するので，申請書に記載された「**注意事項**」に十分注意して記述すること。

・配置予定技術者の雇用期間が１年間となるまで，評価の対象としないので注意すること。

・配置予定技術者は３名まで申請できるが，複数申請した場合は，最も評価の低い者で評価する。

・配置予定技術者としての評価は，工期の２分の１を超える期間において，現場代理人，監理技術者又は主任技術者として従事した経験のみを対象とする。

・施工管理技士等保有資格の記載に当たっては，入札参加資格要件と評価基準に留意すること。

・低入札価格調査制度に基づき，増員して配置した技術者として従事した工事の経験等は評価対象としない。

○評価項目（工事成績）

・工事成績評価は，「**配置予定技術者の施工能力**」に記述された次の方法により算出する。

工事成績評価＝Σ〔(Ｙｎ－65) ×βｎ〕×25／67.5

Ｙｎ：工事成績評定点

βｎ：請負代金額の補正係数　　最終請負代金額が2,500万円以上の場合：β=1.5

1,000万円以上2,500万円未満の場合：β=1.2

1,000万円未満の場合：β=1.0

・工事成績評定点は，３件まで申告することができる。

・工事成績評定点は，平成21年度からこの入札の公告日までの間に徳島県又は国の行政機関から工事成績評定要領等に基づき通知されたものに限る。ただし，入札参加者が下記に示す方法で評価期間の加算を申請した場合はこの限りではない。

・工事成績評定点は，建設工事の種類が「**機械器具設置工事**」の場合に限る。

・特定建設工事共同企業体の工事成績評定点は，その構成員として出資比率20パーセント以上の場合に限る（ただし，経常ＪＶでの実績については，経常ＪＶとしての出資比率が20パーセント以上であれば評価する。経常ＪＶを構成する単体企業の出資比率まで算定するものではない。)。

○配置予定技術者の工事成績にかかる評価期間の加算申請

・配置予定技術者が平成21年度からこの入札の公告日までの間に妊娠，出産，育児，介護（以下「**出産・育児等**」という。）を理由とした一時休業を通算で１年間（365日）以上取得している場合は，別に示す「出産･育児等に配慮した技術者評価の実施要領」に基づき，配置予定技術者の工事成績にかかる評価期間を加算することができる。

■地域貢献度の評価

○総合評価（**簡易型**）加算点等算出資料申請書により評価するので，申請書に記載された「注意事項」に十分注意して記述すること。

○評価項目（地域防災力：災害時支援協定）

経営事項審査における「その他の審査項目（社会性等)」に規定される防災協定のうち，次の事項を満足するもの。

・徳島県内の公共土木施設のみを対象としたもの

・防災協定そのものが事実上の請負契約や期間委託契約とみなされないもの

■その他留意事項

○企業評価及び配置予定技術者の評価対象（機関，期間等）は各々異なるので，十分注意すること。

＜参考＞

評 価 項 目	対 象 機 関	対　象　期　間
施工実績及び施工経験	国，地方公共団体等	平成16年度からこの入札の公告日まで
工事成績	徳島県，国の行政機関	企業及び技術者ともに，平成21年度からこの入札の公告日まで

※工事成績については，各機関の工事成績評定要領に基づき通知されたものに限る。